

期日	班	資料番号
11/23	2	6

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	防犯対策事業
担当部課	生活経済部環境安全課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名		防犯対策事業				事業開始年度																																																																																										
上位施策事業名		交通安全・防犯				担当局・部名		生活経済部																																																																																								
根拠法令等		香取市安全で安心なまちづくり推進条例、香取市防犯灯の設置及び維持管理要綱				担当課・係名		環境安全課・生活安全班																																																																																								
事務区分		■自治事務 □法定受託事務				作成責任者		伊能 大栄																																																																																								
実施の背景		「香取市安全で安心なまちづくり推進条例」を平成19年9月28日に制定し、犯罪の防止と市民生活の安全を確保するための施策として防犯灯設置、自主防犯活動を実施している団体への支援等を実施している。																																																																																														
目的 (何のために)		市内に起こる犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進する。																																																																																														
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民								対象者数(全住民に対する割合)																																																																																						
										78,585	人	(100	%)																																																																																		
	実施方法	■直接実施(直営)																																																																																														
		□業務委託 又は □指定管理																																																																																														
		□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)																																																																																														
□貸付(貸付先:) □その他()																																																																																																
事業内容 (手段、手法など)	事業内容																																																																																															
	【防犯灯関係】 従来40W型蛍光灯であったものを、平成21年度～平成23年度において学校周辺の防犯灯を20W型LEDに交換(673灯)。その他の箇所(6297灯)については平成27年度に10年間のリース契約を結び10W型LEDに一齐交換した。 防犯灯新設については、自治会長からの要望を受け、「香取市防犯灯の設置及び維持管理要綱」に基づき決定している。																																																																																															
	【青色防犯車関係】 地域で自主的に防犯活動を行う団体(防犯パトロール隊)が、登下校時の子どもの見守り活動や、防犯パトロールを行い、安全で安心なまちづくりのため活動をしているが、本庁及び各支所において「青色防犯パトロール車(計4台)」の貸出しを実施するとともに、市から反射ベスト・帽子等のパトロールに必要な物品の他、のぼり旗等の貸与についても実施している。																																																																																															
	関連事業 (同一目的事業等)																																																																																															
コスト			30年度(予算)			29年度(決算)			28年度(決算)			27年度(決算)																																																																																				
	事業費合計		17,955 千円			15,724 千円			16,458 千円			26,174 千円																																																																																				
	事業費内訳 (平成29年度分)		<table border="0"> <tr> <td>【防犯灯関係】</td> <td>【防犯組合関係】</td> </tr> <tr> <td>・防犯灯新設工事費 1,127千円</td> <td>・香取警察署管内防犯組合連合会負担金 2,373千円</td> </tr> <tr> <td>・防犯灯修繕費 596千円</td> <td>【その他】</td> </tr> <tr> <td>・防犯灯リース料 8,087千円</td> <td>・千葉県犯罪被害者支援センター賛助会費 20千円</td> </tr> <tr> <td>・防犯灯電気料 3,383千円</td> <td>・自治体出向派遣者連絡会旅費 4千円</td> </tr> <tr> <td>【青色防犯車関係】</td> <td>・消耗品費 29千円</td> </tr> <tr> <td>・青色防犯車燃料代 46千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・青色防犯車保険料 52千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・青色防犯車重量税 7千円</td> <td></td> </tr> </table>											【防犯灯関係】	【防犯組合関係】	・防犯灯新設工事費 1,127千円	・香取警察署管内防犯組合連合会負担金 2,373千円	・防犯灯修繕費 596千円	【その他】	・防犯灯リース料 8,087千円	・千葉県犯罪被害者支援センター賛助会費 20千円	・防犯灯電気料 3,383千円	・自治体出向派遣者連絡会旅費 4千円	【青色防犯車関係】	・消耗品費 29千円	・青色防犯車燃料代 46千円		・青色防犯車保険料 52千円		・青色防犯車重量税 7千円																																																																		
	【防犯灯関係】	【防犯組合関係】																																																																																														
	・防犯灯新設工事費 1,127千円	・香取警察署管内防犯組合連合会負担金 2,373千円																																																																																														
	・防犯灯修繕費 596千円	【その他】																																																																																														
	・防犯灯リース料 8,087千円	・千葉県犯罪被害者支援センター賛助会費 20千円																																																																																														
	・防犯灯電気料 3,383千円	・自治体出向派遣者連絡会旅費 4千円																																																																																														
【青色防犯車関係】	・消耗品費 29千円																																																																																															
・青色防犯車燃料代 46千円																																																																																																
・青色防犯車保険料 52千円																																																																																																
・青色防犯車重量税 7千円																																																																																																
人件費		0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円	1.2 人	8,520 千円																																																																																							
臨時職員等																																																																																																
人件費合計		0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円	0.8 人	5,680 千円	1.2 人	8,520 千円																																																																																							
総事業費		23,635 千円			21,404 千円			22,138 千円			34,694 千円																																																																																					
財源内訳		<table border="0"> <tr> <td>国県支出金</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">国県支出金の内容</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td>15,431</td> <td>千円</td> <td>13,193</td> <td>千円</td> <td>12,767</td> <td>千円</td> <td>15,860</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">その他特財の内容 生活環境向上施策推進基金繰入金</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>8,204</td> <td>千円</td> <td>8,211</td> <td>千円</td> <td>9,371</td> <td>千円</td> <td>18,834</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財源合計</td> <td>23,635</td> <td>千円</td> <td>21,404</td> <td>千円</td> <td>22,138</td> <td>千円</td> <td>34,694</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											国県支出金		千円		千円		千円		千円		千円		国県支出金の内容												地方債		千円		千円		千円		千円		千円		その他特財	15,431	千円	13,193	千円	12,767	千円	15,860	千円				その他特財の内容 生活環境向上施策推進基金繰入金												一般財源	8,204	千円	8,211	千円	9,371	千円	18,834	千円				財源合計	23,635	千円	21,404	千円	22,138	千円	34,694	千円			
国県支出金		千円		千円		千円		千円		千円																																																																																						
国県支出金の内容																																																																																																
地方債		千円		千円		千円		千円		千円																																																																																						
その他特財	15,431	千円	13,193	千円	12,767	千円	15,860	千円																																																																																								
その他特財の内容 生活環境向上施策推進基金繰入金																																																																																																
一般財源	8,204	千円	8,211	千円	9,371	千円	18,834	千円																																																																																								
財源合計	23,635	千円	21,404	千円	22,138	千円	34,694	千円																																																																																								

事業シート（概要説明書）

予算事業名		防犯対策事業			事業開始年度																																												
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度																																										
		防犯灯新設工事（実績値）		灯	82	65	28																																										
		防犯灯修繕工事（実績値）		灯	48	70	393																																										
		防犯パトロール隊数（実績値）		隊	61	61	59																																										
		青色防犯パトロール車貸出し（実績値）		回	201	216	169																																										
	単位当たりコスト	防犯灯新設・修繕費	／	防犯灯新設・修繕数	千円	13	13	17																																									
青色防犯パトロール車経費		／	青色防犯パトロール車貸出し回数	千円	1	1	1																																										
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	警察庁では統計上、刑法犯認知件数の推移を発表するとともに人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（刑法犯認知件数÷各年10月1日現在の常住人口×1,000）の推移も発表している。これは犯罪発生件数を統計する上で人口の増減に左右されることのない数値の算出が可能となるためである。これは各自治体においても同様である。																																															
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度																																										
		刑法犯認知件数（実績値）		件	570	538	613																																										
		人口1,000人当たりの刑法犯認知件数		件	7.563/10.048	7.035/10.048	7.907/10.048																																										
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<p>犯罪の温床になりかねない暗がりや防犯灯設置により明るくして通行者が安心できるまちをつくることは「安全で安心なまちづくり」を推進するうえで必要不可欠である。平成27年度には市内の防犯灯を一斉LED化したことにより、照明寿命が長く、消費電力も抑えられるため、電気料金や蛍光灯の交換費用も大幅に削減できた。節電効果による二酸化炭素の排出量削減等、環境への負荷の低減も図れている。防犯灯設置については引き続き実施していくが、申請により実施しているため、申請地の適否については要綱規定を十分に見極めたうえで実施していく。</p> <p>身近な生活空間での防犯対策が求められているものの、少子高齢化や核家族化、また人口流出等により地域住民相互のつながり・付き合いと言ったコミュニティが希薄化したため、自分たち自身で犯罪から「まち」を守るといった意識の低下が顕著となっている。市内の犯罪抑止には青色防犯パトロール車による巡回が効果的である。今後も防犯パトロール隊への支援を充実させるとともにパトロール隊結成も広く呼び掛けていく。</p>																																																
	<p>近隣他市の状況（H29） ※香取市の人口千人当たりの防犯灯数 106.6灯（H30.4.1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旭市</th> <th>銚子市</th> <th>成田市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯灯新設</td> <td>70灯 210,924円</td> <td>防犯灯に関してはH26迄は自治会に補助金交付。H27以降は補助金交付なし。新設、修繕、電気料は予算化していない。要綱もなし。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯灯修繕</td> <td>全てリース</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯灯リース</td> <td>5,340灯 10,800,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯灯電気料</td> <td>全て自治会支払い</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置要綱等</td> <td>要綱有り</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口千人当たり</td> <td>80.9灯（H30.4.1）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青パト台数</td> <td>6台</td> <td>1台（貸出しはしない）</td> <td>※特記事項欄に記入</td> </tr> <tr> <td>パトロール隊</td> <td>防犯指導員を市から委嘱</td> <td>防犯指導員を市から委嘱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯組合負担金等</td> <td>10円×11.1現在人口補助金 672,800円</td> <td>概算額（算出式なし）負担金 105,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>犯罪被害者支援センター</td> <td>20,000円</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>防犯組合は旭市単独 防犯組合は銚子市単独 ※銚子市においては、防犯灯の設置・管理等一切を自治会が実施。市では防犯灯について全く把握せず。</p>							旭市	銚子市	成田市	防犯灯新設	70灯 210,924円	防犯灯に関してはH26迄は自治会に補助金交付。H27以降は補助金交付なし。新設、修繕、電気料は予算化していない。要綱もなし。		防犯灯修繕	全てリース			防犯灯リース	5,340灯 10,800,000円			防犯灯電気料	全て自治会支払い			設置要綱等	要綱有り			人口千人当たり	80.9灯（H30.4.1）	—		青パト台数	6台	1台（貸出しはしない）	※特記事項欄に記入	パトロール隊	防犯指導員を市から委嘱	防犯指導員を市から委嘱		防犯組合負担金等	10円×11.1現在人口補助金 672,800円	概算額（算出式なし）負担金 105,000円		犯罪被害者支援センター	20,000円	—
	旭市	銚子市	成田市																																														
防犯灯新設	70灯 210,924円	防犯灯に関してはH26迄は自治会に補助金交付。H27以降は補助金交付なし。新設、修繕、電気料は予算化していない。要綱もなし。																																															
防犯灯修繕	全てリース																																																
防犯灯リース	5,340灯 10,800,000円																																																
防犯灯電気料	全て自治会支払い																																																
設置要綱等	要綱有り																																																
人口千人当たり	80.9灯（H30.4.1）	—																																															
青パト台数	6台	1台（貸出しはしない）	※特記事項欄に記入																																														
パトロール隊	防犯指導員を市から委嘱	防犯指導員を市から委嘱																																															
防犯組合負担金等	10円×11.1現在人口補助金 672,800円	概算額（算出式なし）負担金 105,000円																																															
犯罪被害者支援センター	20,000円	—																																															
特記事項	<p><成田市> 防犯灯については補助金を交付</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>防犯灯設置補助金</td> <td>186灯</td> <td>11,947,655円</td> <td rowspan="10"> ※成田市は、各自治会において補助金交付規則に基づき防犯灯を設置する場合、補助金を当該自治会に交付している。 設置費補助金・・・設置費用の8/10以内 維持管理費補助金・・・年間の電気料相当額＋890円（1灯当たり） ※防犯組合（成田市、富里市、栄町） 18円×10.1現在の人口÷均等割÷人件費按分額 </td> </tr> <tr> <td>防犯灯維持補助金</td> <td>11,690灯</td> <td>82,766,488円</td> </tr> <tr> <td>防犯灯リース</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防犯灯電気料</td> <td>2,224灯</td> <td>12,423,075円</td> </tr> <tr> <td>設置要綱等</td> <td>補助金交付規則有り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口千人当たり</td> <td>104.6灯（H30.4.1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青パト台数</td> <td>11台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パトロール隊</td> <td>防犯パトロール隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯組合負担金等</td> <td>分担金 2,929,485円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>犯罪被害者支援センター</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※成田市防犯灯・総数 13,914灯</p>						防犯灯設置補助金	186灯	11,947,655円	※成田市は、各自治会において補助金交付規則に基づき防犯灯を設置する場合、補助金を当該自治会に交付している。 設置費補助金・・・設置費用の8/10以内 維持管理費補助金・・・年間の電気料相当額＋890円（1灯当たり） ※防犯組合（成田市、富里市、栄町） 18円×10.1現在の人口÷均等割÷人件費按分額	防犯灯維持補助金	11,690灯	82,766,488円	防犯灯リース	—	—	防犯灯電気料	2,224灯	12,423,075円	設置要綱等	補助金交付規則有り		人口千人当たり	104.6灯（H30.4.1）		青パト台数	11台		パトロール隊	防犯パトロール隊		防犯組合負担金等	分担金 2,929,485円		犯罪被害者支援センター	20,000円													
	防犯灯設置補助金	186灯	11,947,655円	※成田市は、各自治会において補助金交付規則に基づき防犯灯を設置する場合、補助金を当該自治会に交付している。 設置費補助金・・・設置費用の8/10以内 維持管理費補助金・・・年間の電気料相当額＋890円（1灯当たり） ※防犯組合（成田市、富里市、栄町） 18円×10.1現在の人口÷均等割÷人件費按分額																																													
	防犯灯維持補助金	11,690灯	82,766,488円																																														
	防犯灯リース	—	—																																														
	防犯灯電気料	2,224灯	12,423,075円																																														
	設置要綱等	補助金交付規則有り																																															
	人口千人当たり	104.6灯（H30.4.1）																																															
	青パト台数	11台																																															
	パトロール隊	防犯パトロール隊																																															
	防犯組合負担金等	分担金 2,929,485円																																															
犯罪被害者支援センター	20,000円																																																

香取警察署管内防犯組合連合会

第2号議案

平成29年度歳入歳出決算

歳入決算額	3,384,419円
歳出決算額	2,906,894円
差引残高	477,525円

(差引残高477,525円は翌年度へ繰越し)

《歳入の部》

(単位=円)

	款	項	予算額	決算額	増減額	備考
1	負担金	1 負担金	2,995,900	2,995,900	0	香取市 2,373,300 神崎町 188,200 東庄町 434,400
2	賛助金	1 賛助金	150,000	150,000	0	香取遊技場組合
3	諸収入	1 諸収入	92	11	△81	通帳利息
4	繰越金	1 繰越金	238,508	238,508	0	H28年度からの繰越金
歳入合計			3,384,500	3,384,419	△81	

△は減額

※負担金割り当て方法

前年度11月1日現在の住民基本台帳人口×30円(100円未満切り捨て)

香取警察署管内防犯組合連合会

《歳出の部》

(単位=円)

	款	項	予算当初額	予算現額	決算額	不用額	備考
1	会議費	1 会議費	30,000	30,000	17,318	△ 12,682	総会及び役員会 (お茶・弁当代等)
2	事務費	1 事務費	180,000	205,920	204,967	△ 953	事務用品・電話代等 予備費から25,920円流用
3	事業費		1,533,540	1,533,540	1,226,921	△306,619	
		1 活動費	1,282,000	1,282,000	995,381	△286,619	啓発用品購入・保険
		2備品購入費	20,000	20,000	0	△ 20,000	
		3 負担金	111,540	111,540	111,540	0	H29年度県防犯協会負担金
		4 補助費	120,000	120,000	120,000	0	パトロール隊活動費
4	管理費		1,558,080	1,558,080	1,457,688	△100,392	
		1 人件費	1,288,080	1,288,080	1,288,080	0	事務職員給与(交通費含)
		2福利厚生費	20,000	20,000	4,114	△ 15,886	労災雇用保険
		3車両積立金	0	0	0	0	次期車両購入積立金 (定期預金)
		4広報車維持費	150,000	150,000	109,700	△ 40,300	保険代・燃料費等
		5 施設費	100,000	100,000	55,794	△ 44,206	光熱水費・消耗品等
5	予備費	1 予備費	82,880	56,960	0	△ 56,960	事務費へ25,920円 (コピー機トナー代)充当
歳出合計			3,384,500	3,384,500	2,906,894	△477,606	

△は減額

香取市安全で安心なまちづくり推進条例

平成19年9月28日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を推進するために、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、これらの者が協働して犯罪の防止と市民生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、それぞれの役割を果たしつつ、連携を図りながら協働して行うものとする。

2 安全で安心なまちづくりの推進は、基本的人権を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚
- (2) 自主防犯活動の育成
- (3) 安全な地域社会を形成する環境の整備
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、本市の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体（以下「警察署等」という。）と綿密な連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの安全な生活の確保に努めるとともに、相互に協力し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自らの安全な環境の確保に努めるとともに、地域住民及び他の事業者と協力し、地域の安全の向上に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(児童等の安全確保)

第7条 市、市民及び事業者は、犯罪の被害を受けやすい児童、生徒、高齢者、障害者等の安全を確保するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民、事業者及び警察署等と連携し、安全で安心なまちづくりに関する必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

香取市防犯灯の設置及び維持管理要綱

平成21年3月31日告示第44号

改正

平成23年3月25日告示第78号

平成25年10月10日告示第182号

(趣旨)

第1条 この告示は、香取市安全で安心なまちづくり推進条例（平成19年香取市条例第26号）に基づき、夜間における犯罪の発生防止と市民生活の安全を確保するため、自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）の申請により市が設置する防犯灯の設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「防犯灯」とは、道路を照明するもので、夜間における犯罪の発生防止と市民生活の安全を確保するための公共的照明灯をいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置は、防犯上特に必要であり、かつ、次の各号に掲げるすべての基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 設置する場所が一般に公道とみなされる道路であり、原則として行き止まりでない道路であること。
- (2) 設置する防犯灯から最も近い既設の防犯灯までの直線距離がおおむね50メートル以上あり、その間に防犯灯に類する照明器具がないこと。
- (3) 設置箇所周辺の民家や農地などに、防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者の同意が得られていること。

2 照明器具は、自動点滅器を備え、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 直管蛍光灯20ワットのもの
- (2) LED照明器具のうち、照度が直管蛍光灯20ワット相当以上のもの

(設置方法)

第4条 防犯灯は、東京電力株式会社又は東日本電信電話株式会社が設置した電柱（以下「電柱」という。）に共架するものとする。ただし、やむを得ない場合は、腐食し難い支柱に設置することができる。

2 東京電力株式会社の所有する電柱以外の柱に設置しようとするときは、当該柱が附属する土地の所有者の同意を得なければならない。

（設置申請）

第5条 防犯灯の設置を申請しようとする自治会等は、防犯灯設置申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（移設及び廃止）

第6条 防犯灯を移設又は廃止しようとする自治会等は、あらかじめ防犯灯（移設・廃止）申出書（別記第2号様式）により市長に申し出るものとする。

（経費負担）

第7条 防犯灯の設置に要する経費は、市が負担するものとする。ただし、電柱以外の柱の設置は自治会等で行い、それに要する経費は、当該自治会等が負担する。

2 自治会等は、防犯灯が有効かつ安全に機能するよう維持管理し、それに要する経費（電気料金を含む。以下この項において同じ。）を負担するものとする。ただし、次の各号に該当する防犯灯については、市が維持管理し、それに要する経費を負担する。

（1） 国道、県道、市道1級及び2級に設置されたもの

（2） その他市長が特に認める箇所

3 防犯灯の移設及び廃止は自治会等で行い、それに要する経費は、当該自治会等が負担する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に設置された防犯灯については、第7条第2項の規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月25日告示第78号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月10日告示第182号）

この告示は、平成25年11月1日から施行する。

別記

第1号様式及び**第2号様式** 略